

# 母子生活支援施設の支援に関する研究の動向

佐藤 ちひろ<sup>1</sup>・松倉 佳子<sup>2</sup>

## 1 はじめに

母子生活支援施設は、児童福祉法第38条に「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」と定められている。さらに同法第23条では「都道府県等は、(中略)保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない」としている。このように母子生活支援施設は、母子がその世帯を維持したまま生活することができる形態をもつ児童福祉施設の一つである。

1997年の児童福祉法改正(1998年4月施行)により、名称が「母子寮」から変更され、「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」も支援の目的となった。

近年では、ドメスティック・バイオレンス(以下、DV)の被害者が入所者の半数以上を占めるほか、虐待を受けた子どもの割合も増加してい

---

<sup>1</sup>白鷗大学教育学部 <sup>2</sup>こども教育宝仙大学こども教育学部  
e-mail: chihiro-sato@fc.hakuoh.ac.jp

る。また精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもも少なくない。

このように入所理由の変化とともに、入所者の抱える課題も多様化・複雑化してきている。福祉的な支援が必要な利用者が入所してきていることは間違いない。そういった意味でも母子生活支援施設の果たす役割は大きいと言える。しかしながら、母子生活支援施設（母子寮）は、戦後急増した死別母子世帯の保護の減少とともに、その数を減らし、今日に至っている。求められている役割と実際の支援が乖離しているということはないだろうか。

武藤（2016）は、母子生活支援施設について母子寮時代から、「入所母子を対象にどのような役割を担うのか、どのような支援を行うべきかといった考察が中心であった」とその存在意義や支援のあり方をめぐる議論について言及されていたことを指摘している。またその議論の内容についても「外に向かっては、地域とどのように関わっていくのか、地域に対してどのような支援が提供できるのかという議論にとどまっていた」とも述べている。

また、母子生活支援施設における「支援」に関する現状と課題として田中（2015）は、「母子生活支援施設総体に期待される専門性が多層的、多層的になってきているなかで、支援の対象となる家族はDVの被害者や外国人、精神疾患の母親など多岐にわたり、支援対象者とのかかわりが難しく、かつ期待される支援の内容の幅や深さが多面的になってきている」と述べている。その一方で「施設が準備できる『人（職員配置、職員の資質向上など）』、『金（運営費など）』には限度があり、支援の質や量の低下が起こっている」とも指摘している。

母子生活支援施設は設立当初の役割を終え、新たな存在意義と役割を担っていると考えられるが、その役割を十分に果たせていないのが現状である。しかしながら母子生活支援施設は福祉的課題を抱える母子にとって非常に重要な役割を果たすことは間違いない。その役割を十分に果たし、

必要な人に必要な支援が届くためにはどうしたらいいのだろうか。これを探るため、これまでの研究の動向を概観することで整理した上でその役割について再考することが研究の目的である。

## 2 ひとり親家庭の現状

まず、ひとり親家庭の現状については、厚生労働省が「全国ひとり親世帯等調査」を5年毎に実施している。2016年度の調査が公表されている最新のものとなるため、ここではその2016年度調査を中心に取り上げる。しかしながら前回調査時（2016年）からわが国の社会情勢は大きく変化しており、ここ3年のコロナ禍における国民生活への影響は甚大である。特にひとり親家庭の状況はコロナ禍の影響を受けてさらに厳しくなっていることは報道等により把握されているところであり、これを踏まえると2016年度調査時とは大きく異なる部分もあることを念頭に踏まえた上で取り上げていく。

国勢調査（2020年）によると、母子のみにより構成される母子世帯数は約65万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約7万世帯となっている。2016年度全国ひとり親世帯等調査によって推計される母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約123万世帯、父子世帯数は約19万世帯となっている。

ひとり親家庭の課題としてまずあげられるのが経済的な問題である。2020年国民生活基礎調査によるとひとり親世帯の貧困率は48.1%（同調査による「子供の貧困率」は13.5%）となっており、約2世帯に一世帯が相対的貧困の状態にあることは兼ねてより指摘されている。例えば、食料が買えない経験がひとり親世帯の場合は34.9%（子どもがある全世帯は16.9%）にあり、また、衣服が買えない経験は39.7%（子どもがある全世帯の20.9%）となっている。

その大きな要因は、就労による収入の低さである。ひとり親家庭の就労率は、母子世帯で81.8%、父子世帯で85.4%となっており、他国と比較し

ても就労率が高い（OECD平均は65.7%）。しかし、母子世帯の場合は「正規の職員・従業員」が44.2%、「パート・アルバイト等」は43.8%と、非正規雇用者の割合が高く、非正規雇用の場合、収入が安定しなかったり雇用環境が不安定であったりすることが多く、これが収入の低さにつながっている。2019年の国民生活基礎調査によると、母子世帯の総所得は年間約306万円であり、児童のいる世帯の41%に留まっている（児童のいる世帯の総所得は年間約745万円）。

ひとり親家庭の場合、子どもを1人で育てていることから、短時間の労働にならざるを得ない場合が多く、十分な収入を得られないことが多い。子育てや求人との兼ね合いから、非正規雇用として働かざるを得ないのが現状である。

また、2020年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援策として、ひとり親世帯臨時特別給付金などが支給されている。しかし、感染症拡大が収まらないなか、ひとり親世帯の状況は一層厳しくなっている。

ひとり親家庭等に対する支援としては、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費の確保」「経済的支援」の4つの施策を中心に推進されている。母子生活支援施設での支援については、「子育て・生活支援」の中に組み込まれている。母子生活支援施設の現状については後述する。

ひとり親家庭になった理由としては母子・父子共に7割以上で「離婚」が要因となっている。令和元年の離婚件数は約208,000件であり、このうち未成年の子どもがいる離婚件数は約119,000件で、全体の56.9%となっている。つまり離婚した2組のうち1組はひとり親となるというのが現状である。ここでひとり親になった際、特に母子家庭においては母子生活支援施設の利用が選択肢の一つとなるが、母子生活支援施設の利用率は低下の一途をたどっている。住宅の確保という意味合いであれば、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給やひとり親家庭に対する住居費支援が展開されている。

### 3 母子生活支援施設の現状と課題

#### (1) 母子生活支援施設の現状

母子生活支援施設は児童福祉法に母子寮として位置づけられ、戦後経済的に困窮した母子の住宅対策としての役割を担った。その後、DVの被害を受けた母子や外国人、障害を持った母親など多様な対象者を受け入れて支援することが求められているが、その役割を十分に果たせていないという指摘もある。このような現状から、昨今は母子生活支援施設の新たな機能・役割やその存在意義が議論、検討されている。そこで、改めて母子生活支援施設の現状を確認し、その課題を整理することとする。

母子寮は戦後増加していき、その数が最も多かったのは1959年で、652施設となっている。1960年代に入るとその数は減少に転じた(図1)。また、公設の施設も減少し、現在は35.4%となっている。武藤(2020)は、この母子寮の減少について、戦争後の母子世帯の児童がこの時期には成人期に達したことで、「母子寮は戦争によって生み出された多くの母子世帯を支援するという所期の目的を達していた」と説明する。さらに、「戦争によって夫と死別した母子世帯の困窮は、戦争が原因であるから公的責任において保護すべきものとして考えられていたのに対し、離婚・離別による母子世帯の困窮は自己責任であると考えられていた」(武藤 2015)と述べ、離婚による生別母子世帯の増加といった「母子世帯の質的变化」にあると公設施設の減少の理由について示唆している。

近年も施設数の減少傾向は続いており、さらに入所定員も充足されていない現状にある。全国母子生活支援協議会が実施している実態調査では、現在の施設の定員充足率は68.6%となっている。特に、施設の設置経営主体別に見ると、公設公営の母子生活支援施設は全体の10%程度にすぎないが、その定員充足率(2020年度)は29.4%と顕著に低い状況にある(表1)。母子生活支援施設の約6割は1986年以降に建築された建物となっているが、4割はそれ以前に建てられたもので、建物の老朽化や居住環境の整備の遅れが定員充足率の低下として現れたとの指摘もある。2011年の

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正され、各居室（母子室）に調理室、浴室及び便所を設けると規定されたとはいえ、入所者の希望で施設入所を決定する母子生活支援施設では、施設設備を含めた生活環境は入所の決定に大きな影響を与える考えられ、定員未充足につながる課題の一つだと言える。

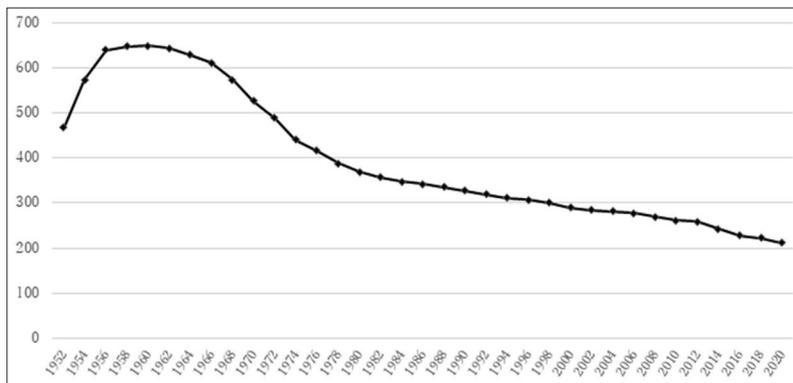


図1 母子生活支援施設の施設数の年次推移

厚生労働省「社会福祉施設等調査」・旧総理府社会保障制度審議会事務局「社会保障統計年報」より作成

表1 母子生活支援施設の設置経営主体別定員充足率の推移

|      | 2010年<br>度調査 | 2012年<br>度調査 | 2014年<br>度調査 | 2016年<br>度調査 | 2018年<br>度調査 | 2020年<br>度調査 |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 公設公営 | 48.7%        | 44.1%        | 43.8%        | 40.4%        | 34.8%        | 29.4%        |
| 公設民営 | 72.7%        | 67.0%        | 67.1%        | 66.1%        | 61.5%        | 56.3%        |
| 民設民営 | 90.7%        | 86.8%        | 85.1%        | 81.1%        | 79.0%        | 79.0%        |
| 全体   | 76.1%        | 73.2%        | 73.5%        | 71.9%        | 69.4%        | 68.6%        |

2020年度全国母子生活支援施設実態調査をもとに作成

## (2) 母子生活支援施設の利用者の現状

次に、「2020年度全国母子生活支援施設実態調査」及び厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査（2018年2月）」をもとに、施設利用者の状況を概観する。

母子生活支援施設の利用者の入所理由は、「夫などの暴力」が58.1%と最も多く、次いで「住宅事情（17.4%）」や「入所前の家庭環境の不適切（9.3%）」、「経済事情（9.1%）」が続き、近年DVによる入所が多くなっている。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の2004年の改正において、母子生活支援施設は一時保護施設として位置づけられ、DVや婦人保護対策で重要な役割を担っている。さらに、DVを除く児童虐待があった世帯数は延べ230世帯（重複回答）となっており、母子生活支援施設入所後に児童虐待が発見されるケースもある。

また、母親が外国籍の世帯は約7%となっているが、今後も増加することが予想され、母親が外国籍世帯の対応を母子生活支援施設の新しい役割になると言われている。

入所世帯の母親の約7割は就業している。就業上の地位は「臨時・日雇い・パート」が46.0%と最も多く、「常用雇用者」は16.5%に過ぎない。就業していないの母親（32.2%）の未就労の理由としては、「精神的・身体的に障害がある（22.6%）」や「疾病・虚弱（14.0%）」が多く、心身の状況により就業につながっていないことがうかがえる。入所世帯の平均年間所得は165.9万円で、年間所得が200万以下の入所世帯は約6割を占めている。さらに、生活保護を受給している世帯は54.8%であり、そのうち就労世帯で生活保護を受給する世帯は26.7%となっており、不安定かつ低賃金な労働条件での就労の状況がみてとれる。

障害のある利用者の入所状況では、障害のある母親等が1人以上いるという施設は91.3%、障害のある子どもが1人以上いるという施設は88.5%となっており、障害を有する母子を支援する母子生活支援施設は増加傾向にある。障害のある母親等の割合は38.7%で、精神障害（精神障害者保健福祉手帳保有者及び手帳はないが精神科等受診）の母親が24.7%、知的障害（療育手帳保有及び療育手帳取得可能性あり）の母親が9.7%となっており、何らかの障害を有する母親の増加傾向にある。障害のある子どもの割合は22.5%で、療育手帳を有する子どもや発達障害がある子どもが多く

なっている。

入所世帯の退所決定理由は様々であり、「経済的自立度が高まった」や「公営住宅に当選」など自立生活の目処が立ち退所を決定する世帯もあるが、夫(元夫)に居場所が知られてしまったために退所するケースもある。また、抱えている生活問題が解決・改善していないにもかかわらず契約期間の満了による退所や施設との関係悪化などで退所に至ったケースがあることも報告されている(武藤2020)。退所世帯が母子生活支援施設に入所していた期間は、1年未満が30.5%、1-2年未満が25.5%、2-3年未満が19.3%、3年以上24.8%となっており比較的短期間で退所する世帯が多く、短期間で入所世帯(母子)の課題を見極め、入所世帯の考える自立支援計画を立案し必要とする支援を行っていく難しさもあるだろう。

### (3) 母子生活支援施設における支援の現状

母子生活支援施設では、入所世帯の母子の自立をめざし、入所から退所、そして退所後においても継続的に支援が行われている。また、地域の子育て家庭に対しての支援機能も有している。

「2020年度全国母子生活支援施設実態調査」によると、利用者からの具体的な相談は、「経済的課題」と「就労課題」、「健康課題(精神保健を含む)」、「育児不安」及び「前夫との課題(DVの関係する離婚の課題)」が多い。また、「子どもの行動課題(不登校・ひきこもり等)」や「子どもの病気・障害等の課題」に関する相談が多く、「育児不安」や「親子関係」など子育てに関する相談も多いことがわかる。

また、母子生活支援施設では様々な機関と連携して支援を行っている。母子世帯が、入所し退所するまでの間、連携する機関としては「福祉事務所(入所時:92.3%・入所中:81.7%・退所時:88.5%)」、「学校等の教育機関(入所時:57.7%・入所中:79.8%・退所時:72.6%)」、「児童相談所(入所時:41.8%・入所中38.9%・退所時42.3%)」が多くなっている。DV被害を受けた母子の入所やDV被害者等の一時保護施設として役割を担っ

ているため、「婦人相談員」、「婦人相談所」、「警察」、「法テラス」、「弁護士」などとも連携し支援が行われている。

緊急一時保護の実施状況は、約8割の母子生活支援施設が実施している。「配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所）委託（60.7%）」、「被虐待児童一時保護委託（11.9%）」が、「その他の市の単独事業（51.8%）」となっている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第29条の2には、母子の自立を促進するために、自立支援計画を策定しなければならないと定められているが、現状として母親の自立支援計画はすべての施設で策定されているが、子どもについては年齢等によって策定されていないケースもあるのが現状である。

母子生活支援施設における退所世帯への支援（アフターケア）として、多くの施設で相談に応じ、子どもの様々な課題や就労や母親の健康に関する課題について継続的に支援を行っている。また、退所児童に対する学習支援や食材の提供、同行や代行などの支援を続けている。

地域支援として、子育てに困難を抱える世帯やひとり親世帯及び地域住民への支援を行っている母子生活支援施設はいずれも4割程度で、支援の内容は相談やショートステイやトワイライトステイなどである。

## 4 研究の目的と方法

本研究では国内で発表された「母子生活支援施設」及び「母子寮」に関する研究動向を概観し、主にそこで行われている「支援」について考察を行う。さらに、研究動向を踏まえて、母子生活支援施設の意義や役割について、再考することを研究の目的とする。

母子生活支援施設及び母子寮に関する研究の動向を検討するため、国立情報学研究所の学術情報ナビゲータCiNiiを用いて、データベース検索を行った(2021年12月)。検索に用いたキーワードは「母子生活支援施設」「母子寮」それぞれで検索を行った。

上記の方法でキーワード検索を実施した結果、研究機関等が発行した紀要や論文が「母子生活支援施設」及び「母子寮」で259件が抽出された。母子生活支援施設及び母子寮が一つの論文タイトルに載っているものについては一つにカウントしている。また研究の動向を探るという目的のため、書籍については削除した。その論文等の発表年については表1に整理した。

さらに抽出した259件の論文等について、「支援（母子生活支援施設の「支援」部分は除く）」をキーワードに表2のように整理を行った。

## 5 結果と考察

### (1) 論文発表年とキーワード

研究論文等の発表年は表2のとおりである。古くは母子寮について書かれている1940年代から発表され、その数は増加している。特に児童福祉法改正後の1997年以降は研究論文数の増加が顕著となっている。さらに「支援（「母子生活支援施設」内の「支援」は除く）」のキーワードが含まれているものは、1990年代以降から始まっていることも、それを裏付けている。

表2 論文の発表年（件）

|        | 「母子寮」<br>「母子生活支援施設」<br>を含む論文 | 「支援」を含む論文 |
|--------|------------------------------|-----------|
| 1940年代 | 5                            | 0         |
| 1950年代 | 2                            | 0         |
| 1960年代 | 9                            | 0         |
| 1970年代 | 11                           | 0         |
| 1980年代 | 12                           | 0         |
| 1990年代 | 22                           | 4         |
| 2000年代 | 67                           | 23        |
| 2010年代 | 114                          | 33        |
| 2020年代 | 17                           | 5         |
| 合計     | 259                          | 65        |

発表された「支援」を含む論文タイトルに使われているキーワードを概観する(表3)。最も多かったのが「自立」であり、「学習支援・進学支援」「DV」「家族支援・家族援助」「居住」「母親の障害」と続いている。

表3 論文タイトルに用いられたキーワード(件)

|             |    |          |    |
|-------------|----|----------|----|
| 自立          | 13 | 問題行動     | 1  |
| 学習支援・進学支援   | 5  | 就労       | 1  |
| DV          | 4  | SW       | 1  |
| 家族支援・家族援助   | 4  | 子育て支援    | 1  |
| 居住          | 4  | 子どもの貧困   | 1  |
| 母親の障害       | 4  | 家庭的な養育環境 | 1  |
| 虐待・不適切な育児   | 3  | 在日母子     | 1  |
| 保護者支援       | 3  | 女性支援     | 1  |
| 関係再構築       | 3  | 職員研修     | 1  |
| 心理・心理職      | 3  | 特定妊婦     | 1  |
| 支援計画        | 2  | KWなし     | 10 |
| 生活支援・地域生活支援 | 2  |          |    |

キーワードで最も多かった「自立」であるが、年代別にみると1997年以降2000年代、2010年代と発表が続いている。この自立に関する研究は、1997年の児童福祉法改正を受けた背景の中で「自立支援」について言及したものが多く、その他「自立支援計画」や「支援の実践」についての研究が多く見られた。

「自立」支援については母親についてのものが多くみられるが、児童福祉施設として子どもの「自立」についても考えていく必要があるのではないだろうか。

## (2) 自立

母子生活支援施設は、1997年の児童福祉法改正により、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」が追加されている。では「自立」とはどのようなことを指しているのだろうか。母子生活支援施設運営ハンドブック(2014)によれば、母子生活支援施設の機能

として単に住む場所の提供にとどまらず、一人一人の入所者の実状に合わせた「自立促進」のための支援の提供が重要であると述べられている。施設職員に求められるのは、「自立」「自立支援」とはどのようなことをさすのか、という点を多角的に検討する姿勢である。自立促進において、就労による所得の安定が必要であることはいうまでもないが、「自立促進＝就労」という単線的なものではない。利用者が施設入所に至る要因となった生活困難の態様は、複雑かつ多様であるため、暴力被害からの回復、生活基盤の安定や健康の維持、養育支援や親子関係の調整、自己肯定感の回復、子どもの成長・発達の保障など、一人一人の人生の歴史に立脚した自立の姿を当事者の思いに寄り添いながらともに考える姿勢が大切であるとされている。

「自立」「支援」に関する先行研究においては、母子生活支援施設の目的にある「自立」支援が具体的にどのように展開されているかということについて言及したものが多く見られた。特に1997年の児童福祉法改正前後において論文が多かった理由がここにあると考えられる。寺嶋（2016）や川口（1998）は、母子生活支援施設における具体的な自立支援を整理している。また、上野（2007）は、母子生活支援施設退所に調査を行い、家族支援の現状と課題を明らかにしている。豊島ら（2008）は、母子生活支援施設の利用者調査を行い、実際に展開される支援の在り方について言及している。流石（1998）は、改正児童福祉法で付加された自立支援の意味合いを実際の母子生活支援施設の支援から読み解いている。

また改正児童福祉法により「自立支援」の概念が付加されたことにより、自立支援計画の策定が義務付けられている。この自立支援計画に関する検討についての研究も多く見られた。武藤（2013）によると、アフターケアを視野に入れた一貫した支援についての研究と実践の少なさについての課題が指摘されている。また今市（2000）は、利用者主体の自立支援計画策定のためにソーシャルワークの方法を取り入れることを指摘している。

このようにソーシャルワークについても、母子生活支援施設運営ハンド

ブックには、母子生活支援施設における支援の基本的なあり方として、その重要性に言及している。ソーシャルワークでは、利用者を生活の主体者としてとらえており、他者との交互作用の中で環境に適応して安心して生活することが望まれている。このような適応がうまくできていない場合に、ソーシャルワークの支援が必要となる。このような適応（ニーズの充足）を目指すためには、アセスメント、プランニング（支援計画）、支援、評価等のいわゆる過程を踏んで、合理的で計画的な一貫した専門的支援を展開することが重要であることが指摘されている。

山辺（2002）は、このようなソーシャルワークの考え方が支援の基本であるということに基づいて、具体的に母子生活支援施設で取り組まれているソーシャルワークの展開について研究を行っている。

### （3）学習支援・進学支援

学習支援は、母子生活支援施設の重要な支援の機能の一つである。母子生活支援施設運営指針（2012）では、「子どもへの支援」の一つとして挙げられており、「子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行う」と述べられている。

内山（2010）は、貧困と子どもの進学への意識との関係について、母子生活支援施設に入所した経験のある子どもはこれまでの家庭環境の変化、転居や転校などの影響を受け、「学校や友人関係でつまづくことが多いのではないか」と述べ、子どものおかれた環境が子どもの進学意識に影響を及ぼすと考える。「学習支援」に関する先行研究では、学習支援の対象として入所中の子どもと退所した子どもに焦点をあてたものがあるが、いずれの先行研究においても、母子世帯の不安定な生活環境が子どもに与える様々な影響や、子どもが抱える困難さを解決するということに主眼を置いている。そして、学習支援が単に勉強を教えるというものではなく、様々な機能があることがわかる。例えば、学習支援を通して、「社会生活を営んでいく上で必要な知識や技術、コミュニケーション能力」を身に

つけたり（小川他 2019）、子どもにとっての「居場所」（内山 2010、田尻 2018）となる。また学習支援を通じた子どもへのかかわりが、子どもの「自己信頼を回復させる」（下村 2008）、「大人への信頼感や自己肯定感を回復していく」（内山 2010）など、学習支援には多様な機能があることがわかる。さらに、先行研究では学習という子どもへの支援においては、母親への働きかけの必要性や子どもと家族とのつながりを考えた支援を行うことの重要性にも言及している（小川 2019）。

母子生活支援施設が児童福祉施設であるにもかかわらず、母親の問題解決への支援が中心に実践されているが、学習支援がもたらす効果から子どもへの支援の重要性を指摘するものである。

#### （４）DV

母子生活支援施設の入所世帯の約 6 割がDV（夫などからの暴力）であることは上述したとおりである。この入所世帯の状況から、母子生活支援施設においては、DV被害者への支援が重要な機能の一つとなっている。

母子生活支援施設運営指針においても「DV被害からの回避・回復」をあげ、DV被害を受けた母子の緊急利用に適切に対応できるようにすること、安全確保のための適切な情報提供や支援を行うこと、心理的ケア等を行いDVの影響からの回復を支援することを母子生活支援施設における支援としている。

上野（2014）は、母子生活支援施設の役割や支援を歴史的整理し、現代の日本社会における母子生活支援施設の存在意義について論じている。1997年以降の母子生活支援施設研究大会では、DVに関するテーマが常に取り上げられるようになり、DV被害者を緊急に保護し生活課題への対応を行っていくことが全国的水準として掲げられたとする。また、DV支援の特徴は都道府県を超えた広域入所があり、近年国の方針としても広く行われその件数が増加しているが、施設数が減少して母子生活支援施設がない自治体がある点や広域入所の受け入れに地域格差がある点を指摘している。

DV被害者への支援については、有菌や久保田などが研究を行っている。有菌（2007）は、入所している母親が共通して持っている困難感にはDVに限らず「子どもへの接し方がわからない」というのが特に多いと述べている。DVを目撃したことの子どもの影響を心配する母親は多かったが、子どものDV目撃の影響性に大きな違いは見られず、目撃しなかった児童の方が非行的行動を示しやすい傾向があると報告している。これらを踏まえ、「DV被害者特有の“心配や困難感”を暴力の影響を加味して判断した上で、被害者のニーズに手が届く支援が望ましい」と述べている。

さらに久保田（2014）は、母子生活支援施設の職員が行っているDV被害者児への支援内容について事例を用いて検討し、職員の子どもの支援はDV被害児の特徴を緩和することができると同時に母親との関係にもアプローチしていることが明らかになったとしている。

母子生活支援施設はDV被害者の保護や支援が求められているが、研究はその数が少ないのが現状である。

#### （5）家庭支援・家族支援

母子生活支援施設は、社会福祉施設の中で唯一といえる家族で入所することができる。そのため、大塩（2007）は、母子生活支援施設を「母と子という家族の営みを支える施設」といい、そこで行われる支援は「家族支援そのもの」だと述べている。また、「家庭支援・家族支援」がテーマとなっている先行研究では、研究の目的に違いはあれど、母子生活支援施設の特徴として、職員の支援が相談援助、就労支援、各種手続きの同行、関係機関との連携など支援（ソーシャルワーク）に加え、補完保育や家事援助といったケアワークも同時に行っている点だと指摘している。

また、須崎（2018）は、母子生活支援施設においては、母子関係が密室化せず、職員などの「第三の人による支援」が常に行われており、職員はコミュニティの一員として母と子の二者関係に参与し続けることができることを指摘している。

## (6) 母親の障害

全国母子生活支援施設協議会が行う実態調査によると、母子生活支援施設に入所する母親の約4割が何らかの障害を有しているという現状であり、母子生活支援施設における障害のある母親への支援は喫緊の課題だと言える。このような母子生活支援施設の現状について、「新たな問題として母子生活支援施設利用者に精神疾患や人格障害を抱える母子の存在があり、現場ではその対応に苦慮しているという状況にある」(砂川 2008)と指摘している。

障害の違いにより求められる支援は当然異なるだろうが、生活や就労、子育てなど多様なニーズを抱えていることは容易に想像できる。先行研究では、子どもが母親の障害(先行研究においては知的障害)を理解し受け入れることができない場合、その家庭の援助を母子生活支援施設が行っており重要な支援である述べている(山崎他 2000)。また、DV被害を受けた母子増加など母子生活支援施設の利用母子の現状を鑑み、障害や精神疾患のある利用者への「支援のあり方に関する経験値の蓄積と科学的手法や手続きに基づいた支援システムの構築」(砂川 2008)が求められているとの指摘もある。

## 6 おわりに／まとめと課題

母子寮及び母子生活支援施設に関する研究の動向を概観した中で、以下のことが考察された。母子生活支援施設の役割は歴史的な背景を受けて変化しており、それはこれまでの研究の中でも明らかである。また、母子生活支援施設の入所者の入所理由も変化しており、抱える課題は多様であり、支援は多岐にわたっている。このような現状とそれを踏まえた上で母子生活支援施設に求められている役割についての指摘がこれまでの研究においてなされてきているにも関わらず、いまだに施設数の減少及び入所者の定員割れという状況は続いている。まずはこの現状についてさらなる調査と考察を継続していきたい。また、DV被害を受ける母子は増加してい

るにも関わらず、その多くは母子生活支援施設の利用には至っていない。この要因についても考察することで、母子生活支援施設が置かれている状況がさらに鮮明化されていくと考えられる。

さらに、コロナなどの影響を受けてひとり親、特に母子家庭の状況はさらに厳しくなっている。国の調査結果は公表されていないが、NPO法人しんぐるまざあずふぉーむによる調査では、この団体が食料を送った「新型コロナウイルスの影響を受けたひとり親世帯からのアンケート」の結果、約6割が収入減、11%が収入なしとなっている。

社会の状況がさらに変化していく中で、母子生活支援施設の機能や役割についても再考する必要性が生じているのではないだろうか。今一度、母子家庭に対する福祉的支援を行う児童福祉施設であるにも関わらずその役割が果たせていないのはなぜだろうかということについて考えてみる必要があるのではないだろうか。

母子生活支援施設は入所型児童福祉施設の中で唯一親子分離することなく家族で入所できる施設である。児童相談所との連携や虐待の処遇の際に母子生活支援施設への入所がどの程度検討されているのか、その実態についても調査を進めていきたい。被虐待児が入所する乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設には、現在家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置され、早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助や家庭復帰後における相談援助を、入所児童への支援といった通常業務に加えて行っている。母子生活支援施設は、虐待やDVなど福祉的な課題を抱える対象者が家族で支援を受けられる施設であるため、親子の両者を含めた家族支援は日常業務の一環である。今後求められている役割としては、この母子生活支援施設独自の強みを生かした家族支援を請け負う施設なのではないだろうかと考える。

こうした研究動向と現状を踏まえて、今後の研究の方向性については、母子生活支援施設の支援対象の変遷や支援方法の変化などについて調べたうえで、母子生活支援施設に求められている役割に応える具体的な支援方

法を探っていくことが課題である。児童福祉施設としての母子生活支援施設には重要な存在意義があり、今度の子ども家庭福祉において重要な役割を担うものと考えている。

## 文献

- 有園博子 (2007) 「母子生活支援施設入所中母子の援助ニーズと問題行動--DV被害者と非DV被害者の比較」『心的トラウマ研究』 3
- 今市恵 (2000) 「母子生活支援施設の今日的課題－自立支援計画策定をめぐって」『大阪千代田短期大学紀要』 29
- 上野文枝 (2008) 「母子家庭の自立支援の現状と課題－元母子生活支援施設利用者へのインタビュー調査から」『皇學館大学社会福祉論集』 11
- 上野文枝 (2014) 「母子生活支援施設の歴史とDV被害母子への支援：明治から現代のニーズの変遷を踏まえて」『皇學館大学日本学論叢』 4
- 内山泰嘉 (2010) 「子どもの貧困と母子生活支援施設における進学支援のあり方」『母子福祉部会紀要』 4
- 大塩孝江 (2007) 「母子生活支援施設における家族支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』 32 (4)
- 小川恭子・福玉大輔 (2019) 「母子生活支援施設における学習支援の現状と課題」『藤女子大学QOL研究所紀要』 14 (1)
- 我謝美左子 (2015) 「母子生活支援施設における支援の実態と期待されるソーシャルワーク：支援者へのグループインタビューを通して」『研究紀要』(聖徳大学) 26
- 加藤伊都子 (2002) 「ある母子生活支援施設での臨床的実践についての一考察--子どもとの関係に強い葛藤を抱える利用者の支援を通して」『教育臨床心理学研究』 5
- 川口学・花島治彦 (1998) 「母子生活支援施設における自立支援の現状と課題--相互参加型自立支援プログラムの構築に向けて (特集 青少年の自立支援) -(自立支援の実践と新たな試み)」『世界の児童と母性』 45
- 木谷恵里加 (2016) 「母子生活支援施設の歴史と現状：住居対策から緊急保護・自立支援へ」『日本学報』(大阪大学文学部・大学院文学研究科) 35
- 久保田美沙子 (2014) 「DV被害を受けた学童期の子どもの特徴緩和に関する研究：母子生活支援施設における支援から」『和泉短期大学研究紀要』 34
- 斎藤弘美 (2016) 「母子生活支援施設における就労支援について」『母子福祉部会紀要』(東京都社会福祉協議会) 10
- 流石智子 (1998) 「母子生活支援施設で生活している母と子の自立支援と現状 (特集 児童福祉)」『ジェンダー研究』(東海ジェンダー研究所) 1
- 渋谷行成 (2017) 「子ども虐待の「今」(第22回) 虐待の影響を受けた子どもとDVの影響を受けた子どもへの支援：ある母子生活支援施設の取り組みから」『一般社団法人日本家政学会研究発表要旨集』 69
- 下村美刈・日下部美衣 (2008) 「母子生活支援施設児童への学習支援について」『愛知教育大学教育実践総合センター紀要』 11

- 須崎暁世 (2018) 「生活の場で親子関係の再構築を考える：母子生活支援施設における支援から」『人間性心理学研究』（日本人間性心理学会）36（1）
- 砂川恵子 (2008) 「母子生活支援施設における支援システム構築に関する一考察－精神疾患を発症した母親と子どもへの支援」『児童学研究』10
- 副田あけみ(1985)「敗戦直後における母子寮(戦後社会福祉施設の研究<研究ノート>)」『人文学報』（首都大学東京）179
- 田尻さやか (2018) 「児童福祉施設における学習支援（1）母子生活支援施設退所児を対象とした無料塾の実践」『東京家政学院大学紀要』58
- 田中利則(2015)「母子生活支援施設の現状と課題に関する研究：支援の現状と課題」『社会と人文』12
- 寺嶋恵美 (2016) 「母子生活支援施設における自立支援」『精神療法』42（6）
- 東京都大田区立ひまわり苑 (1998) 「児童家庭福祉の未来「母子生活支援施設における自立支援機能と地域福祉機能の推進」」『月刊福祉』81（9）
- 豊島邦優・高尾文子・芹澤出 (2008) 「母子世帯の自立を促す支援のあり方--母子生活支援施設における支援から」『広島国際大学医療福祉学紀要』4
- 堀場純矢 (2006) 「研究ノート「母子生活支援施設における家族支援の実態」－母子指導員への聞き取り調査から」『東海女子短期大学紀要』32
- 松原康雄 (1997) 「母子家庭と自立支援～「母子寮」から「母子生活支援施設」へ（特集 児童福祉法改正される）」『子ども家庭福祉情報』（恩賜財団母子愛育会日本総合愛育研究所）13
- 武藤敦士 (2013) 「母子生活支援施設における自立支援計画のあり方について」『人間福祉学研究』（関西学院大学人間福祉学部研究会）6（1）
- 武藤敦士 (2015) 「施設数減少からみた母子生活支援施設の研究と実践の課題：戦後母子寮研究からの示唆」『立命館産業社会論集』51（3）
- 武藤敦士 (2016) 「母子生活支援施設の役割・機能と支援対象：母子生活支援施設入所世帯の実態と施設が抱える今日的課題」『同朋福祉』22
- 武藤敦士 (2020) 『母子生活支援施設の現状と課題』みらい
- 山崎美貴子・山下道子・山下興一郎 (2000) 「知的な障害をもつ母親の子育てに対する支援の実証的研究－母子生活支援施設の利用者への聞き取り調査を通して」『研究助成論文集』（明治安田こころの健康財団）36
- 山辺朗子 (2002) 「社会福祉施設におけるソーシャルワークの展開について－母子生活支援施設における自立生活支援を中心として（その1）」『龍谷大学社会学部紀要』20
- 山辺朗子 (2002) 「社会福祉施設におけるソーシャルワークの展開について－母子生活支援施設における自立生活支援を中心として（その2）」『龍谷大学社会学部紀要』21
- 横井義広 (2017) 「実践報告・施設紹介 社会的養護施設（児童養護施設・母子生活支援施設）を利用した家族関係再構築支援の取り組み」『母子福祉部会紀要』（東京都社会福祉協議会）11
- 横井義広 (2021) 「母子生活支援施設の入所者における相対的剥奪の実相：母親と子どもの人間関係やつながりの再構築支援と今後の施設の役割」『貧困研究』26
- 横田圭司 (2019) 「母子生活支援施設における学習支援を考える」『母子福祉部会紀要』（東京都社会福祉協議会）13
- 米山岳廣・田中利則・大久保秀子 (2012) 「母子生活支援施設における家族援助の実態に

佐藤 ちひろ・松倉 佳子

関する研究」『武蔵野大学教職研究センター紀要』1（1）

米山岳廣・田中利則・大久保秀子（2013）「母子生活支援施設における家族援助の実態に  
関する研究（2）」『武蔵野大学教職研究センター紀要』2